

男鹿市告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出を受理したので、同法第51条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成18年秋田県規則第109号）第5条及び男鹿市指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関する要綱第6条の規定に基づき、公示する。

令和5年8月31日

男鹿市長 菅原 広二

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| ・ 事業所番号                   | 0510500077  |
| ・ 事業所の名称及び所在地             | こばとケアサービス<br>男鹿市船越字前野12番地1  |
| ・ 申請者及び代表者の氏名、<br>住所又は所在地 | 申請者：男鹿市船越字前野12番地1<br>株式会社 こばと<br>代表者：男鹿市払戸字渡部84番地2<br>代表取締役 船木 直子 |
| ・ 受理年月日                   | 令和5年7月31日   |
| ・ 廃止年月日                   | 令和5年8月31日   |
| ・ 指定サービスの種類               | 重度訪問看護<br>同行援護  |